

大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 平成30年12月28日に公布し、平成31年4月1日から施行することとしている大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程（平成30年大阪広域水道企業団管理規程第12号）の内容について、改正内容の追加及び所要の改正を行います。
- 2 経営管理部財務課及び事業管理部事業推進課の分掌事務を変更します。
- 3 泉南水道センター及び阪南水道センターに、総務課及び工務課を置くこととします。
- 4 泉南水道センター及び阪南水道センターに、課長を置くこととします。
- 5 この規程は、公布の日から施行します。